

児童発達支援・放課後デイサービス PIFI 利用の手引き

1 料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの料金とその利用者負担額について

障害児通所給付費によるサービスを提供した場合は、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める額)から家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額を引いた額が介護給付費の給付対象となります。事業者が障害児通所給付費の給付を市町村から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者負担分として、家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額を事業者にお支払いいただきます(利用者負担額といいます)。なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。

(2)上記(1)の代理受領を行わない場合、事業者は通所給付決定保護者からサービス利用料金の全額を受けるものとします。

(3)事業者は、上記(1)及び(2)の利用者負担額の支払いを受けた場合は、通所給付決定保護者に対して当該費用に係る領収証を発行するものとし、障害児通所給付費の代理受領を受けた場合は、通所給付決定保護者に対してその金額及び内訳を通知するものとします。

(4)その他の費用について

- ① おやつ代 100 円
- ② 給食代 500 円 ※希望の場合
- ③ 行事に伴い発生する費用 ※希望の場合

(5)利用料金は、1ヵ月ごとに計算して翌月15日以降に保護者に請求し、保護者は翌月末までに事業所へ支払います。支払い方法はゆうちょ銀行の口座引き落とし(手続きに1～2か月かかります)のみとなっております。引き落とし日は翌月28日です。

2 サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 児童発達支援・放課後等デイサービス計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、通所給付決定保護者及び障がい児(以下「利用者」といいます。)の生活に対する意向に配慮しながら「児童発達支援・放課後等デイサービス計画」を作成します。作成した「児童発達支援・放課後等デイサービス計画」については、案の段階で利用者に対し内容を説明し、通所給付決定保護者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いいたします。

(3) 児童発達支援・放課後等デイサービス計画の変更等

「児童発達支援・放課後等デイサービス計画」は、障がい児の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。